

地域包括支援センター・介護予防支援関係 Q & A

問 1

介護予防支援業務について地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業所が、利用者からの利用申し込みの受付・契約締結事務を行うことは可能か。

(答)

- 契約締結主体はあくまでも地域包括支援センターであり、当該契約についての責任を地域包括支援センターが負うのであれば、事務処理の効率化を図る観点から、市町村の判断の下、当該事務を居宅介護支援事業所に行わせることも差し支えない。

問 2

地域包括支援センターが介護予防支援業務を居宅介護支援事業所に委託した場合の委託費を、国民健康保険団体連合会から直接、当該居宅介護支援事業所に支払うこととしてもよいか。

(答)

- 介護報酬である「介護予防支援費」の請求者は、指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターである。ただし、地域包括支援センターの事務処理の合理化の観点から、地域包括支援センター、国保連、委託先の居宅介護支援事業所の3者が合意の上、地域包括支援センターによる適切な関与の下に介護予防支援業務に影響がないのであれば、委託費の支払いについて直接、国保連から委託先の居宅介護支援事業所に支払うことも差し支えない。

問 3

介護予防支援事業所である地域包括支援センターにおいて介護予防支援業務を行うのは、保健師でなくともよいのか。保健師でなくともよいとすれば、どのような条件を満たせば当該業務に従事できるのか。

(答)

- 介護予防支援事業所の指定基準上、介護予防支援業務を行う人員要件として、「保健師その他介護予防支援に関する知識を有する担当職員」とされている。
- その具体的な内容として、次の者を対象とすることとしており、この点については、解釈通知において明確化する。
 - ・介護支援専門員
 - ・社会福祉士
 - ・経験ある看護師
 - ・高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事

問 4

地域包括支援センターの業務効率化の観点から、給付管理業務などケアマネジメントの内容にかかわらない業務について、事務職員に担当させることは可能か。

(答)

- アセスメントやプラン作成など、専門性が求められるケアマネジメントの業務については、資格要件を満たす専門職員により実施されることが求められるが、一方、給付管理業務など事務的な業務については、こうした資格は不要であり、事務職員が処理することとしても差し支えない。

問5

地域包括支援センターの主任ケアマネジャーが確保できないが、経過措置の緩和はなされるのか。

(答)

○ 地域包括支援センター人員配置基準の経過措置については、介護保険法施行規則（省令）附則において規定されることとされており、これまでのQ & Aで示しているところであるが、全国における施行準備の状況にかんがみ、

① 原則としてケアマネリーダー研修を修了し、ケアマネジャーとしての実務経験を有し、かつ、ケアマネジャーの相談対応や地域のケアマネジャーへの支援等に関する知識及び能力を有している者とするが、

② 18年度に限っての特例措置として、ケアマネリーダー研修が未修了であっても、18年度中に主任ケアマネジャー研修を受講することを条件として、すでに、地域包括支援センター職員研修又はケアマネジャー現任研修（基礎研修課程及び専門研修課程）を修了し、ケアマネジャーとしての実務経験を有する者

であれば、主任ケアマネジャー相当の者としての配置を経過措置として認めることとする。